

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆ 多久市議会定例会議案 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆  
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

令和3年11月30日 提出

多 久 市



# 目 次

ページ

議案甲第30号	多久市体育施設条例の一部を改正する条例……………	1
議案甲第31号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	5
議案甲第32号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	9
議案甲第33号	多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	11
議案甲第34号	佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数 の増加及び同組合理約の変更について……………	12
議案乙第43号	令和3年度多久市一般会計補正予算（第8号）……………	別冊
議案乙第44号	令和3年度多久市給与管理・物品調達特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
議案乙第45号	令和3年度多久市土地区画整理事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊
議案乙第46号	令和3年度多久市公共下水道事業特別会計補正予算 （第1号）……………	別冊
議案乙第47号	令和3年度多久市農業集落排水事業特別会計補正 予算（第1号）……………	別冊

議案乙第 4 8 号	令和 3 年度多久市宅地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………別冊
議案乙第 4 9 号	令和 3 年度多久市国民健康保険事業特別会計補正 予算 (第 2 号) ……………別冊
議案乙第 5 0 号	令和 3 年度多久市病院事業会計補正予算 (第 3 号) …別冊
報告第 1 5 号	専決処分の報告について…………… 1 4

議案甲第30号

多久市体育施設条例の一部を改正する条例

多久市体育施設条例（平成28年多久市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中 「北多久運動広場 | 多久市北多久町大字小侍48番地5  
 多久北部運動広場 | 多久市北多久町大字小侍45番地3」  
 を「北多久運動広場 | 多久市北多久町大字小侍48番地5」に改め、「緑が  
 丘社会体育館 | 多久市北多久町大字小侍1100番地1」を 「緑が丘社会  
 体育館 | 多久市北多久町大字小侍1100番地1  
 丘弓道場 | 多久市北多久町大字小侍1100番地1」を 多久市緑が  
 体育館 | 多久市北多久町大字小侍1100番地1  
 丘弓道場 | 多久市北多久町大字小侍1100番地1」に改める。

第6条の表を次のように改める。

体育施設の名称	使用時間	定期休日
多久市陸上競技場	午前8時30分から日没ま で	1 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）
多久市庭球場	午前8時30分から午後9時30分まで	
多久市アーチェリー場	午前8時30分から日没ま で	
多久市野球場	午前8時30分から日没ま で	2 12月29日から翌年の1月3日までの日
東多久運動広場	午前8時30分から日没ま で	
東部ふれあい運動広場		
納所運動広場		
南多久運動広場		

西多久多目的運動広場	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで 相撲場は日没まで	
北多久運動広場	午前 8 時 3 0 分から日没まで	
緑が丘運動広場	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	
東部照明施設 西溪照明施設	日没から午後 9 時 3 0 分まで	
多久市体育センター 東多久社会体育館 納所社会体育館 南多久社会体育館 西多久社会体育館 北多久社会体育館 緑が丘社会体育館	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	
多久市緑が丘弓道場	午前 8 時 3 0 分から午後 9 時 3 0 分まで	
多久市船山キャンプ場	7 月 1 日から 8 月 3 1 日まで 宿泊は午後 5 時から翌日の午前 1 0 時まで	9 月 1 日から翌年の 6 月 3 0 日までの日

別表中「東多久運動広場、納所運動広場、南多久運動広場、多久北部運動広場」を「東多久運動広場、納所運動広場、南多久運動広場」に改め、「7 多久市体育育センター使用料」を「7 体育館使用料」に改め、  
「8 社会体育館使用料」を「東多久社会体育館、納所社会体育館、西多久社会体育館」を東多

に改め、「9 多久市  
久社会体育館、納所社会体育館、西多久社会体育館」

船山キャンプ場使用料」を

「8 多久市緑が丘弓道場使用料

区分				1時間につき
占用使用	一般	近的	全面	1,500円
			片面	750円
		遠的	全面	900円
			片面	450円
	高校生以下の者	近的	全面	750円
			片面	370円
		遠的	全面	450円
			片面	220円
個人使用	一般	近的・遠的共通		100円
	高校生以下の者	近的・遠的共通		50円
ミーティングルーム	1室利用 120円			
備考 使用料の額は、この表により算出した額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。				

(注) 時間の算定については、1時間に満たない時間は1時間とする。

9 多久市船山キャンプ場使用料  
に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

多久市緑が丘弓道場の供用を開始し、多久北部運動広場の供用を廃止するため、条例の一部を改正する必要がある。



## 議案甲第31号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）」を  
「第2章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（第53条—第61条）」を  
第3章 雑則（第62条）  
に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第2章の次に次の1章を加える。

### 第3章 雑則

（電磁的記録等）

第62条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法により提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない

い。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から第5項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定

する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

#### (提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

## 議案甲第32号

### 多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」を「第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）」に改める。  
「第5章  
第6章  
事業所内保育事業（第42条—第48条）  
雑則（第49条）」

第6条第1項中「第15条第1項」の次に「、第2項」を加え、「教育をいう。第3号」を「教育をいう。以下この条」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

#### 第6章 雑則

（電磁的記録等）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第33号

多久市国民健康保険条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険条例（昭和34年多久市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に、「第36条の規定を勘案し、必要が」を「第36条ただし書に規定する出産で」に、「規則で定めるところにより、これに1万6千円を上限として」を「これに1万2千円を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

健康保険法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 3 4 号

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び  
同組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、多久小城医療組合を佐賀県市町総合事務組合に加入させ、議会の議員その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務の共同処理に参加させること及び神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合を退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、佐賀県市町総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増加させ、同組合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。



## 別紙

### 佐賀県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約

佐賀県市町総合事務組合同規約（平成19年佐賀県指令18市町村第010014号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「佐賀県西部広域環境組合」を「佐賀県西部広域環境組合 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合」に改め、同表第3条第7号に関する事務の項中「佐賀県東部環境施設組合」を「佐賀県東部環境施設組合 多久小城医療組合」に改める。

### 附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による知事の許可のあった日から施行する。

報告第15号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和3年11月30日

多久市長 横尾 俊彦

専決第8号

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項指定の件（平成22年12月14日議決）第6号の規定により、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

令和3年10月22日

多久市長 横 尾 俊 彦

事故の内容	市内店舗の駐車場内において、職員が駐車していた公用車をバックした際に、後方に駐車していた車も同様にバックしたため接触し、相手方の車の後部が破損した。
事故発生年月日	令和3年9月7日
損害賠償の相手方	多久市内在住者
損害賠償の額	60,000円（物件損害）